

# 財産評価 ～取引相場のない株式⑧～

前回見てきた類似業種比準方式は原則的評価方式の一つでした。今回は、この原則的評価方式のもう一つの評価方式である純資産価額方式を見て行きます。



## 7. 純資産価額

### (1) ゴーイングコンサーン

ゴーイングコンサーンとは、専門用語になりますが簡単に言うと概ね継続企業という意味です。ほとんどの会社は永続的な発展を願って設立され、通常は設立当初から解散・倒産することなんて考えないでしょう。また、銀行などはその会社の継続性を前提にお金を貸していることと思います。

企業は継続するところに価値があるという考え方がある一方で、今回見ていく純資産価額は、評価時点で仮にその会社が解散したらいくらかの価値になるのかに着目します。言い換えれば、株主にいくら分配されるのかを計算するということです。

### (2) ちょっとだけ簿記の話

【図2】は、(株)磯野パンの評価時点の貸借対照表です。資産税の分野では珍しく簿記の話になりますが、少々お付き合い下さい。現金預金や土地などの資産の合計は、借入金などの負債と純資産（資本金と過去の利益の蓄積である利益剰余金、いわゆる自己資本のこと）の合計と一致します。つまり、**資産＝負債＋純資産**という等式が成り立ち、【図2】では資産合計（100百万円）から負債合計（80百万円）を差し引いた金額（20百万円）が純資産となっています。それなら20百万円を株数で割れば一株当たりの金額が出るんじゃないかってところが、そう簡単にはいかないのです。

貸借対照表 (単位:百万円)

現金預金	50	借入金	80
売掛金	10		
有価証券	20		
土地	20	資本金	10
		利益剰余金	10
合計	100	合計	100

【図2】

### (3) 解散するという事

会社を解散する場合、何をしなければならいでしょうか？やることはたくさんあるでしょうが、会社がなくなるわけですから所有している資産は処分して全てお金にし、一方で負債は返済しなければなりませんね。すなわち純資産価額を求めるということは、仮に株式や不動産をその時点の時価で売却し、借入金などの負債を返済したら、最後にいくら残るか（株主にいくら分配されるのか）を求める作業となります。

### (4) 税金相当額は国のもの

原則的に、各資産の帳簿価額は取得時の価額となっています。仮に解散したら、帳簿価額と時価との比較で売却益や売却損が発生するはずですが、解散の場合にも利益に対して法人税等が課税されるため、トータルで売却益が計上される場合、(3)で計算した純資産価額から税金相当額を差し引きます。国の取り分である税金相当額は株主に分配されないからです。

H25年8月現在、この税金相当額は一律42%となっています。もちろん、トータルで売却損となる場合は、この税金相当額について考える必要はありません。

### (5) 一株当たりの金額

こうして税金相当額を差し引いた純資産額を株式数で割ると・・・ようやく一株当たりの純資産価額になりました！次回は、(株)磯野パンの数字を使って具体例を見ていませう。

ワガメ『仮に解散したら、という話よ。(株)磯野パンは解散しないわ』

波兵衛『わしがいつも死ぬのも仮の話じゃぞ』

カツオ『そう思っているのは父さんだけだよ』

